京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年2月19日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 62 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第3号1 (第1面) 中

上場株式等の配当

キ 先物取引所得

г																		
ı	年	税	額	うち給与から	の特別	徴収税額	うち公的年金	含からの特	寺別徴収	双税額	差	引音	手 通	徴	収	税	額	
を]
Γ	年	 税	額	> 2. 4A E- 2. S	~ 14 D	17th 1 = +21 star	> 2. 1) 11. bes 15			- 1 1 store	24	→1 -	¥ \7	/slsf	-1	*\\	der	
		176	TER	っち給与から 	の特別	J徴収柷額 	うち公的年金	会からの年	特別徴収	人柷頟	差	与l à	当	徴	収	柷	額	J
に改め、同様式1 (第2面) 中																		
Γ	先	物	取	引				円	を									
Γ	上生先	易株式 物	等 <i>0</i> 取)配当				円円	に,	「社	会伊	 保険	料招	空除		を	「社	-
会位	保険料	斗控除等」	に,		を	般	に改め,	同様	式1	(第	3	ī)	中	「課	税	折往	导金	Ž
額	」を	「課税標	準額_	に,														
Γ	カ	先 物 取	又引	所 得			円		ļ					円]	Ž	Ź	
															_			

円

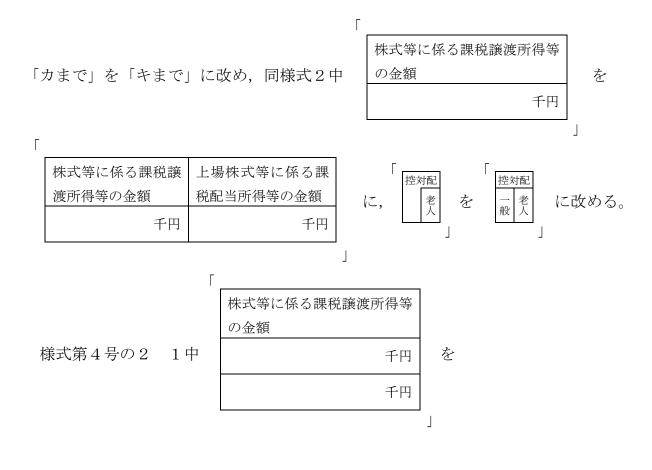
円

円

円

に,

円



株式等に係る課税譲	上場株式等に係る課	
渡所得等の金額	税配当所得等の金額	
千円	千円	に
千円	千円	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則の規定は、平成22年度分の個人の市民税から適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)